

Q 不要なDM停止したい

身に覚えのないダイレクトメール（DM）が自宅に送られてきました。もしかしたら、無料サンプルのプレゼントに応募した際に、住所・氏名を記載したため送られてきたのかもしれません。DMは不要なので、今後送られてこないようにしたいのですが、どうすればいいですか。



止、消去及び第三者への提供の停止などをを行う権限を有しているものを「保有個人データ」といいます。保有個人データにあたる事業者（個人情報取扱事業者）は、①個人情報取扱事業者の氏名または名称②保有個人データの利用目的（一部例外を除く）③保有

が有するあなたの住所・氏名はおそらく保有個人データにあたりますので、当該送り主のウェブサイトなどから個人情報の利用の停止や消去を求める手続きを知ることができます。まずはウェブサイトを確認してみてください。手続きについての記載が見つかりましたら、それに従ってDMの送

止の停止を送り主に求めてください。
個人データの利用目的に対する通知の求めや、開示などの請求に応じる手続きと、それらの手数料の額ス化して保有しています。個人情報保護法では、データベース化されたこの情報を「個人データ」といいます。個人データのうち、事業者が開示や内容の訂正、追加または削除、利用の停

止、消去及び第三者への提供の停止などをを行う権限を有しているものを「保有個人データ」といいます。個人データの取り扱いに関する苦情の申し出を「個人データ」といいます。個人データのうち、事業者が開示や内容の訂正、追加または削除、利用の停

止の停止を送り主に求めてください。
個人データが本人の同意なく目的外利用されたり、不正な手段により取得されていたらする場合、その個人情報の取扱事業者は本人からの請求により、原則としてその人の個人情報の利用停止などを実行わなければいけま

せん。
ご相談の件では、送り主に個人データが保有個人データが本人の同意なく目的外利用されたり、不正な手段により取得されていたらする場合、その個人情報の取扱事業者は本人からの請求により、原則としてその人の個人情報の利用停止などを実行わなければいけませ

まず事業者サイト確認を

県弁護士会所属の弁護士が、皆さまの法律的なお悩み、ご相談についてアドバイスするコーナーです。随時掲載します。弁護士に直接相談したい場合は、県弁護士会（千葉043・227・8954、松戸047・366・6611、京葉047・437・3634）に電話で予約してください。県内14か所の法律相談センターで、相談することができます。一般法律相談の相談料は、30分2000円（一部を除く）です。



県弁護士会マスコットキャラクター「ちーべん」